

Title	経済政策の意義に就て (山本京大助教授の論文を読む)
Sub Title	
Author	松崎, 寿
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.3 (1915. 3) ,p.354(132)- 364(142)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150301-0132

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

柄である。蓋し地代の分量は結局優等耕作と最劣等耕作即ち限界耕作との差額に一致する傾向を有するものなるが故に、此の限界耕作が漸次下降するに従つて縦の關係に於ては優等地の一層多大なる集約經營を可能ならしめ以て優等耕地と限界耕作との差を大ならしむると共に、横の關係に於ては劣等地にも始めて斯る差を生ずるの餘地を生せしめるから、人口増加に伴う代價騰貴の結果として縦の關係に於ては優等地の地代益々増加し横の關係に於ては劣等地にも地代を發生するといふこと、即ち地代の發生増加の筋道を示すものであるからである。

(四、一、一四)

訂 正

前號所載の文中第一〇一頁第九行目以下『總收穫(7+6+5=18)―費用(5×3=15)＝純收穫3』とあるを單に『利得』と訂正す。

經濟政策の意義に就て

(山本京大助教授の論文を讀む)

松 崎 壽

經濟學は單に枝葉の問題に就て異論百出するのみならず、其根本觀念に至りても學者各々看る所を異にし、諸説紛々、後學者をして殆んど適從する所に苦ましむ。今本論の主題とせる經濟政策なる觀念の如きも亦其の一にして、其正當なる意義は勿論、經濟學上の地位並に其職分に至りても未だ一定せる見解を見出し得ざるが如き有様なり。例へば斯學上の地位に就て一般的に論ずれば、英、佛、米等の學者は理論に關する方面と政策に關する方面とを區別せずして汎く政治的經濟學 Political Economy, Economie

politique として之を論じ、別に特殊の實際問題に對しては貨幣論、銀行論、外國貿易論等の如き所謂應用經濟學に屬する一分科を立つるを例としたり。然るに一般に現代の獨逸の學者並に其系統を引ける我國に於ける多數の學者は經濟學を分ちて理論的、及び實際的——必ずしも斯る名稱を用ひざるも——の二部門となし、理論的部門に於ては専ら國民經濟上の原理原則を論じ、實際的部門に在りては國民經濟上の諸現象に關する主として政策の研究を爲すものなりと認むるが如し。固より仔細に觀察するときは尙種々の異説あるや勿論にして以上は唯大體の傾向によりて斯く判するのみ。更に之を經濟政策學の職分に就て觀察せんか、或學者の如きは斯學を以て單に過去及び現在に於て『斯く在り』was ist の問題を闡明するに止まれりと主張し、之に反する學者は獨り was ist の問題のみならず、將來に向つて『斯く在らざるべからず』

was sein sollen の問題をも研究するものなりと論ぜるを見る。

是に由りて之を見るも經濟政策に對する學說の區々たることを窺ふに足るべきなり。頃者京都法科大學助教授山本美越乃氏此問題に關する一論文(京都法學會雜誌第九卷第十一號)「經濟政策に對する私見」を公にして、叙上の疑點を氷解せんと努めらる。蓋し有益なる研究たるを失はず。然れども氏の所説を通讀するに、尙予の了解に苦む點尠なからざるを以て、茲に不敏を顧みず、經濟政策の意義に關する卑見を開陳し、傍山本氏の所説に對する疑問を指摘して、同氏並に一般讀者の垂教を乞はんとす。

先づ論述の順序として直に卑見を開陳せんに、予の看る所によれば、經濟政策とは國民經濟の健全なる發達を圖らむが爲め、國家並に公共團體が其權力を活用して行ふ所の一切の方策

を云ふ」ものなりと解するを以て最も穩當の見解なりと信ず。即ち經濟政策たるには(一)國民經濟の健全なる發達を以て目的とすること、(二)國家並に公共團體が其權力を活用して行ふ所の方策なることの二要件を必要とするものなり。以下各々に就き項を分ちて詳説せむ。

抑も國民經濟の發達が國家を組成せる國民各自の物質的福利を増進せしむるによりて達せらるゝものなることは論を俟たざる所なり。而して此物質的福利を増進するの途は各個人の經濟的活動を盛にして、可及的多額の財を得せしめ、仍りて以て欲望充足の資料を潤澤ならしむるに外ならず。固より國家の向上は獨り物質的福利の増進によりてのみ促さるゝものにあらず、併せて精神的文化の發展を要するや疑莫しと雖も、而かも多數の國民が生活資料の獲得に汲々として毫も他を顧みるの餘裕なきが如き場合に於ては到底精神的文化の發展は之を期し得べく

もあらざるなり。されば國民經濟の發達を圖ることは精神的文化の必然的基礎を鞏固にする所以にして、社會進化の根本的要件なりと云ふべし。然れども此點に關して特に注意すべきは國民經濟の發達は必ずや健全なる進歩發達たるを要することはなり。想ふに物質的福利の増進が各個人の經濟的活動を進捗せしむるに由りて得らるべき結果なるは前述の如く明かなりと雖も、元來各個人の能力には先天的、後天的に著しき逕庭あるが故に、漫に彼等の經濟的活動を助長せしむべしとせば、強者は弱者を壓倒して財の獲得を阻害し、財の分配をして甚だしく不平均ならしむべし。斯くの如き場合に於ては之を國民全體より觀察せんか、其物質的福利は恰も増加したるが如き外觀を呈すれども、之を以て國民經濟の健全なる發達と稱するを得ざるや勿論なり。何となれば國民の少數者は完全に物質的欲望の充足を得て更に人類最高の理想に向

つて進行するを得べしと雖も、多數の國民は尙僅に生計を維持するの程度に止まり甚だ不均等なる状態を呈するを以てなり。故に經濟政策は必ずしも經濟的活動の進捗策にはあらず。或場合に於ては國民中特殊階級者の經濟的活動を掣肘し、其進捗を阻碍して多數民の利益を圖ることも亦有り得べきなり。山本氏は經濟政策の目的を以て『國民の經濟的生活を完全に發達せしむるに在りと論じたれども、予は此場合は國民の經濟的生活と云ふが如き不透明なる文字を用ふるより、寧ろ國民經濟の健全なる發達と稱するの直截明快なるを思ふ。

然れども此問題に關して山本氏の所說中最も解し難き點は、氏が經濟政策と社會政策との間に無用の限界を設けたること是なり。即ち氏は先づ主として人と財との關係を以て經濟的生活なりと認め、又主として人と人との關係を以て社會的生活なりと解し、斯くて『主として國民

の經濟的生活即ち主として人と財との關係を進歩發達せしめんがために行ふ所の方策は之れを經濟政策と稱し、國民の社會的生活即ち主として人と人との關係を進歩發達せしめんがために行ふ所の方策は之れを社會政策と云ふ』と述べられたり。此解釋は一見甚だ便利なりと雖も、實は今日の經濟生活の真相を誤解し、又社會政策の意義を極めて曖昧模糊たらしむるものなり。何となれば單に人と財との關係を以て經濟生活を認むるが如きは、孤立的經濟時代に限ることにして現時の如き交換經濟時代に適用し得べき説明にはあらず。實に今日の經濟生活は直接に人と財との關係たるが如きことは少く、其多くは寧ろ財に對する人と人との關係にして、却つて後者の方重要なる意義を有するものなり。(福田博士「經濟の本則と營利の主義」經濟學研究初版二八一—二九四頁)此關係は今日の經濟生活を觀察するもの、直に洞破し得べき所

なるに—此關係は右の福田博士論文に審かなれば予は今述べず—山本氏が全然此第二の關係を看過せるは予の了解に苦しむ所なり。

更に之を氏の所謂社會的生活の意義に就て看るも、今日の社會的生活は單に—財に交渉なき—人と人との關係のみに止まらず、財に對する人と人との關係をも包擁す。而して此第二の關係は叙上の經濟生活と共通せるものにして、學者が社會的經濟生活と稱するは實に此關係を示すに外ならず。之を以て看るも經濟生活と社會的生活との關係は山本氏の論するが如く、爾く劃然區別し得べきものにはあらざるなり。山本氏は經濟政策と社會政策との間に無用の限界を設けたる結果『故に私見に據れば從來學者に依りて社會政策中に論究せられたるものにして、其實質に於ては之れを經濟政策中に包含せしむべきものあり、又經濟政策中に論議せられたるものにして尙ほ之れを社會政策中に讓るべ

きもの尠なからずと信ず』と述べらるゝも、若し氏の如く社會的生活を以て漫然人と人との關係なりと解し、社會政策を以て其關係を進捗せしむべき方策なりと爲さば今日吾人の論ずる經濟政策なるものは大方社會政策の内に包擁せられて經濟政策は殆んど其存立の意義を失ふに至るべし。何となれば前述の如く經濟政策も亦一種の財に交渉ある—人と人との關係を進捗せしむるの方策なればなり。

尙予は社會政策を以て斯る漠然たる意義に解することは到底賛同し難き所なり。想ふに社會政策なる語程其意義の曖昧なるものは尠なかるべし。或者は之を以て勞働者問題の解決策なりと爲し、或者は貧富の調節策なりと論じ、或者は一般に社會の不健全なる状態を除去するの方策なりと解する等殆んど茫漠として捕捉するを得ざるの有様なり。而して之が爲めに無用の論争を生ずること亦少なからず。例へば最近簡易

保險創設の議唱導せらるゝや、簡易保險を以て社會政策の一種なりとし、或は否らずとなし、甲論乙駁喧囂を極むを見る。(國民經濟雜誌第十八卷第一、二號所載下村氏對矢野氏の論争等) 然れども斯くの如きは全く社會政策なる語の曖昧なるによりて生ぜる無意義の論争なれば、少くとも社會政策に對して略ぼ一定せる解釋を下すことは學理上、實際上必要の業たるを失はざるべし。予は社會政策を以て「財の分配に關する社會階級間の不調和を緩和せんとする方策なり」と解し之を以て最も正鵠の意義なりと信ずるものなり即ち卑見に従へば社會政策は經濟政策の一種たる分配政策に外ならずして、勞働者問題の解決策も、貧富の調節策も、將た亦中産者階級の向上策も孰れも皆此内に包括せらるゝことゝなるべし。然れども此意義による社會政策は山本氏の解するが如き廣汎なる社會政策にはあらずして、財に對する人と人との關係即ち

社會的經濟生活を進捗せしめむとする政策の一種に過ぎざるなり。之を要するに社會政策は山本氏の論するが如く、經濟政策の範圍外に在りて之と對立せるものにもあらざれば、又漫然財に交渉なき人と人との關係を進捗發達せしめむとする方策にもあらざるなり。

三

前項によりて第一の要件に對する説明を終へたるを以て、更に第二の要件に入らんに、此點に就ても從來異說尠なからずして、或は經濟政策の主體を獨り國家にのみ限るべしとなし、或は其他の公共團體又は私人團體にも及ぼすべきものなりと論ずるが如し。然れども予は政策なるものゝ本質より解釋して國家並に其他の公共團體のみを以て經濟政策の主體となさんと欲す。元來經濟政策は前段に於て詳説したるが如く、各個人の經濟的活動を掣肘し、或は助長して國民經濟の健全なる發達を圖るの目的を達せ

んとするものたり。従つて或場合に於ては個人の意志に反して其行動を制限し、以て大に其自由を束縛するの必要あるや明かにして、此は獨り經濟政策に限らず、總ての政策に共通する所の特質なり。然るに斯くの如き束縛制限は之を強制するの權力を有するものにあらざれば、克く其目的を達すること能はざるが故に、仍ち政策の遂行には強制権の存在を必要とすること、なるべし。而して斯る強制権は國法學者の所謂統治権の一作用に外ならずして、統治権の主體たる國家並に統治権の一部を行ふ公共團體に限りて保有し得べき所なりとす。是れ國家及び公共團體を以て經濟政策の主體なりと稱する所以なり。

勿論私人團體又は個人と雖も、國民經濟の健全なる發達を圖るに必要なる各種の方策を講ずることなきにわらず、例へば企業者が其使役する労働者の爲めに保護救済の設備を講ずるが如

きは明かに經濟政策の目的と施設とに合致するものなり。然れども斯る場合に於ても企業者は労働者の意志に反して此等の施設を強制し得るものにはわらず、之を強制するには國家又は公共團體の權力を要すべきなり。之を以て私人團體又は個人の方策は經濟政策其物にはわらずして、經濟政策に類する方策即ち經濟政策的施設と稱し得べきのみ。フリップポウツチ教授が國家又は公共團體以外に私人團體又は一個人にて經濟政策の主體となり得べきが如く論じたるは蓋し誤謬なりと云はざるべからず。山本氏はフリップポウツチの説を駁するに拘はらず、尙私人團體を以て經濟政策の主體となり得べしとなし、單に個人を主體と爲すの否なるを駁して「蓋し一個人は固より經濟政策に關する意見を立つことを得べしと最も、之れを實際に行はんと欲せば必らずや國家又は公私の團體の方策を借るにあらずんば到底其目的を達すること能はざる

を以てなり」と論じ、更に語を置きて「論者或は經濟政策に關する單純なる意見の發表を以て直ちに經濟政策其ものと同視せんとするが如き傾むきなきにあらずと雖も、之れを實際に施すの途無き單純なる個人的意見は未だ以て眞の意義に於ける政策と稱するを得ず」と述べられたり。然れどもフリップポウツチが個人の採る所の方策を以て經濟政策となしたるは山本氏の曰ふが如く、單に經濟政策に關する意見の發表を以て之に擬したるに非ずして、個人の行動が國民經濟又は一般公共の利害に關係を有する場合を示せるものに外ならず。實際一個人にても國民經濟の發達を圖るに必要なる各種の方策を講ずることは固より無之にわらずるが故に「其方策は前述の如く之を政策と稱するを得ざるも——此點に對する山本氏の駁論は全く的なきに矢を放てるものに過ぎざるなり。

其は兎に角、山本氏が何故に私人團體と個人

との間に叙上の如き、差別を置き後者を排して前者を經濟政策の主體となしたるやに就ては、特別の説明なきが故に其理由を解するに苦むと雖も、次の數節によりて略ぼ其眞意を忖度するに難からず。即ち「是等の團體——國家又は公私の團體——は其目的の遂行に對する強制権には強弱の差異ありとは云へ一個人と異り其權限の範圍内に於ては之れが實行の權能を有す」と論じ、或は又「國家又は公私の團體が經濟政策實行の必要上人爲的の事情を變更せんと欲せば單に一定の方針を示し、且之れに對する施設をなすのみにては未だ以て足れりとせず、更に進んで之れを強行するの要あり、換言せば完全なる政策の實行には又完全なる強行力を必要とす」と論じたるを以て、氏も亦經濟政策の遂行には明かに強制権の必要あるを認め、而して私人團體は此權力を有するものと斷定せらるゝが如し。然れども此見解の正鵠を得ざるは予の前段の説明

によりて瞭然たるべく、従つて氏の私人團體と個人との區別は洵に謂はれなき論據なりと云はざるべからず。

論者の内には予が統治権の有無を以て經濟政策の主體を決するを看て、次の如き批難を爲すやも圖れず。即ち公共團體が統治権の一部を行ふものなることは之を疑ふべからずとするも、元來公共團體の有する權力は國家によりて與へられ又其監督を享くるものなり。従つて公共團體が此權力を活用して行ふ所の方策は國家其物の方策なりと認めざるべからず。若しも公共團體を以て國家と等しく、又は之と相並んで政策の主體と稱し得べしとせば、單一の國家内に數多の主體、數多の意志の存することとなりて、國民經濟は遂に雜然たる集合と化し、政策の統一は得て望むべからざるに至るべし。(神戸博士「經濟政策」經濟大辭書第二卷八六四頁)と、然れども予の看る所は大に之と異れり。固より予と

雖も公共團體の有する權力が國家によりて與へられ、又は國家の監督を受くるものなることは之を認めれども、之と同時に公共團體は其與へられたる權力の範圍内に於ては獨立の意志を以て經濟上各種の施設を爲し得るものにして、此施設を以て直に國家其もの施設なりと認むるは穩當なる見解にはあらざるなり。而して斯くの如く公共團體が獨立の意志を以て種々の方策を行ふことが經濟政策の統一を害し、國民經濟の基礎を危くするやと云ふに實は決して然らず。何となれば經濟政策の目的は國民經濟の健全なる發達を圖るに在るを以て、斯る共通の目的を有する以上は假令公共團體が國家と相並んで特殊の經濟政策を行ふも、國民經濟を四分五裂の状態に陥らしむるが如き危険は毫も生ずること莫かるべし。之を要するに公共團體の政策と國家の政策とは其目的を同ふすと雖も、其政策の遂行方法其物に至りては必ずしも全然其揆

を一にするものにはあらざるなり。

四

以上予は經濟政策の意義に關する卑見の要領を盡したるが故に之を以て筆を擱くべきなれど、尙事の序を以て經濟政策學の職分に關しては一言すべし。已に本論の冒頭に於て述べたるが如く、斯學の職分に關しては大體二様の學說ありて、一は單に *was ist* の問題に答ふるに止まれりと主張し、他は尙此外に *was sein sollen* の問題をも講究すべきものと爲す。前者の見解に従へば學者が政策の研究をなすに當りては各國各時代に起れる經濟政策上の實際的事實を觀察し其真相を解剖して因果の關係を發見するに在るのみ。若し夫れ此因果の理法を應用して將來の事實を豫測し『斯く在らざるべからず』と主張するが如きことあらんか、其は學問の第一義より下りて第二義に落つるものにして學者の慎重まざるべからざること屬す(福田博士經濟學

講義四版一七七頁以下)と。想ふに等しく將來に對する劃策を論ずる場合に於ても、漫然自己一個の希望を羅列するに過ぎざる所謂臆測又は豫言の如きものが學理上何等の價值をも有せざるは勿論なれども、汎く過去現在に亘れる實際上の現象を觀察研究し、其得たる理法を應用して將來の方策を斷ずるは正に學者の努むべき事業にして學問的眞價を有するものと云ふべし。山本氏が此問題に對して『蓋し過去及び現在の状態に對する周到なる觀察と精密なる推理に基づき將來の状態を豫測し攻究することは夫れ自己に學問的の價值を有するのみならず、此の如くにして初めて時世人心を啓發指導すべき學問の權威も亦之れを認むることを得べけんのみ』と論じたるは予の全然贊同する所なれども、予は之以上更に次の如き理由によりて將來に對する政策論の必要を認むるものなり。即ち社會の狀態は自然的勢力と共に人意的勢力によりて發

展するものなれば、吾人が將來に向つて施すべき政策を研究して豫め人意的勢力を決定し置くことは決して無用の業にあらざるのみならず、社會の發達を圖らんと欲せば、單に過去及び現在に於ける實際上の事實を觀察して因果の關係を闡明するに止まらず、更に進んで將來に對して世人の抱懷する理想の如何をも講究せざるべからず。何となれば人の理想は社會の將來を支配する人意的勢力の根源なればなり。要するに社會の發達が自然的及び人意的勢力によりて促進せらるゝことを認むる以上は其基礎的要件たる人意的勢力の研究は決して學理的意義を有せざるものにはあらざるなり。ユーン教授嘗て其著 Zur Politik des Deutschen Finanz-, Verkehrs- und Verwaltungswesens, S. 4 に於て論じて曰く

Da es denn öfters scheinen will, als seien die Irrtümer der älteren historischen Rechtsschule in der neuesten Staatswissenschaft wieder auf-

lebt, und als wolle die Wissenschaft ihrem stolzen Beruf, die Führerin im öffentlichen Denken zu sein, entsagen und Ströme der Erscheinungen folgen, statt ihn zu leiten. Denn das ist der Unterschied des historischen Seins von dem natürlichen Sein, das ist die Gefahr der bekannten naturwissenschaftlichen Analogien für die Staatswissenschaften, dass der Begriff des natürlichen Organismus derjenigen Eigenschaften bar ist, die den Charakter des menschlichen Gemeinwesens ausmachen.

と、教授の所説は一般に現代の國家學研究法の短所を指摘したるものなりと雖も、亦以て經濟政策學の使命を排せんとする學者に對して洵に頂門の一針たるを得んか。

前號(第九卷)目次 (大正四年二月號)

論 說

英吉利帝國は瓦解すべきか 慶應義塾 大學教授 占部百太郎
 歐洲戰時の中央銀行 法學博士 堀江 歸一
 穀價調節策論を評す(中) 法學博士 河津 暹

雜 錄

英國最低賃銀裁定局法施行の狀況 法學博士 堀江 歸一
 歐洲戰亂と米國金融市場 商學士 松崎 壽
 國家意志の歸一 村田岩次郎
 限界收穫均等の法則(上) 増井 幸雄
 一九一四年八月九月に於ける倫敦金融市場と英蘭銀行(一) 商學士 高島佐一郎

批評と紹介

ヒグス著『英國財務制度』(堀江)阿部秀助著『獨逸對列強の抗爭』(占部)レキンス著『國民經濟學汎論』(阿部)占部百太郎著『英國憲法政治』(間崎)

編輯主任

堀江 歸一 高城 仙次郎

●一冊定價 金二十二錢 郵税金壹錢五厘

●一ヶ年前金 金二圓四十錢 郵 稅 共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛

●營業に關する用件は發賣元宛

●原稿締切期日は發行の前月十日限

大正四年二月廿七日印刷納本 大正四年三月一日發行 每月一回一日發行

三田學會雜誌 禁 轉 載
 第九卷第三號
 編輯兼發行者 石田 新太郎
 東京市赤坂區新坂町五十九番地
 印刷者 金子 榮太郎
 東京市赤坂區新町五丁目四十四番地
 印刷所 金子 活版所

發賣元 東京市麴町區有樂町一丁目一番地 糴山書店

●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す 振替貯金口座東京三四一七番 電話本局二二三二番

發行所 東京芝三田 慶應義塾内 理財學會